

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○建築基準法による一団地の区域(二件)……………
…(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………

○建築基準法による道路位置の指定……………
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………
…(環境局環境改善部化学物質対策課)……………

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………
…(同)……………

公告

○国民健康保険組合規約の一部変更認可……………
…(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)……………

○東京都公害防止管理者講習の実施……………
…(環境局環境改善部計画課)……………

告示

●東京都告示第七百十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条

の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年五月九日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

大田区平和島一丁目一番一の一部及び
び同番二
平成三十年三月
二十七日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁
第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第七百十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年五月九日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

港区港南四丁目二十九番一
平成三十年三月
二十八日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁
第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第七百十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)以下「法」という。第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年五月九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

指定に係る道路の種類
指定年月日
指定に係る道路の位置
幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成三十年 小金井市中町 延長
第一項第五号 三月二十六 三丁目千九百 三四・七四
の規定による 日 五十八番三十 幅員
一及び同番三 四・五〇
十四

●東京都告示第七百十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月九日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区夢の島二丁目地内)

●東京都告示第七百二十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月九日

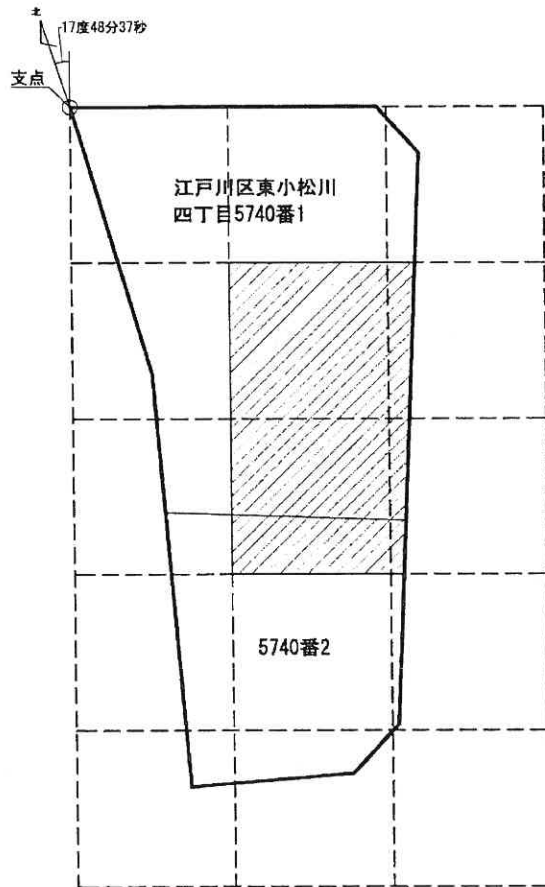
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江戸川区東小松川四丁目目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

〈支点〉

支点は、江戸川区東小松川四丁目5740番1の最北端とする。

〈格子の回転角度：17度48分37秒〉

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。